力艦ノ建造ヲモ開始スルコトヽナルベク我国家リテハ協定
不来之ノ結果ハ勢ヒ造艦競争ノ渦中ニ入リ補助艦
対来七割ノ建造ヲ実行ヒザルベカラザルコトヽナルベク其上
主力艦ノ代換建造ヲモ併セ行ハザルベカラザルコトヽナリ造艦
費ハ非常ニ膨脹シ財政ノ困難ヲ招キ国民ノ負担ヲ過重
ナラシムルノミナラズ彼我国民的感情乖離ノ結果ハ通商
保険金融等ノ関係ニモ障害ヲ生スヘク彼此相俟テ帝国

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

財政保護上ノ弱點ヲ暴露シ甚対外信用ヲ傷クルニ
至ルヘク國力總体ノ上ヨリ見テ我國際的地位ハ勞然
低下シ廣義ニ於ケル國防上ノ憂患ハ却テ益々加ハラザル
ヲ得ザルベシ
況ヒ財政上ノ關係ヲ考察スルニ近年帝国財政ノ状態ハ
頗ル良好ナラズ國民負担ノ過重亦等閑ニ附スルヲ許サズ
故協会ニ於テ若シ今回ノ軍縮ガ不幸決裂シタル場合ニ反
動的ニ誤ルコトヲ覚悟セザルベカラザル米国已空ノ造艦計

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

恐ガ遂行セラルヽ場合ニ於テ我国ガ之ト七割ノ比率ヲ保有スル
為ニハ八吋砲巡洋艦丈ケニ就テ見ルモ米国ノ二十三隻二十三
万屯ニ対シテ十六万一千屯ノ勢力ヲ要ス即チ我国ノ現有勢
力（明和六年度末ニ於ケル）十万八千四百屯ニ対シテ更ニ五万二
千六百屯即チ一万屯級五隻除ノ増加ヲ要スルコトヽ左ベシ六
吋砲巡洋艦以下之ニ準シテ増艦スルコトヽナリ之レハ維持費
亦当然増加ヲ要スト云ヒ故ニ政府ハ殆ンド一切ノ施設ヲ中止シテ尚

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

足ズ結局多数ノ増税ニ依ルノ外有ベシ然ルニ将来数年ノ後
国力ノ未曾回復充実シ見暁ハ坐ナ知ズ、我国現下ノ財政
経済状態、国民負擔ノ状態ノ下ニ於テハ此ノ如キハ財産国力ノ
許サル所ニ於テ今中国民負担軽減ノ要求、我今政策ノ
ノ要求、失業救済ノ要求等極テ熾烈ナル今日ノ場合ニ於テ
是等一切ヲ犠牲トシテ軍費迅速ノ競争ヲ事トスルハ吾
求大局ノ為之ヲ避ケザルベカラズ
倫敦今議ノ決裂ガ対外国際上財政経済上前述ノ如キ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

困難シテ思ヒ難キ結果ヲ招クニ至ルベキヲ思ヒ具ニ会議ノ
目的ト倫敦ニ於ケル交渉ノ経過ト和全権ノ努力及其
努力ノ結果タル米国側ノ譲歩トニ思ヲ致シ冷静沈着
ニ其家大局ノ上ヨリ判断ヲ下ストキハ仮令我当初ノ主張ニ
対シ不満足ノ點アリトスルモ今回ノ妥協案ノ骨子ヲ大体
兼認シ之ニ適当ナル留保及希望条件ヲ附シテ協定
ヲ纏ムルヲ以テ其最為得策ナリトスルノ結論ニ到達シタリ
而シテ本約ニ於テ協定サレタル帝国海軍ノ兵力量ニ付

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

テハ軍部ノ事門的見地ヨリスレバ作戦計畫ノ維持遂行上
困難ト云ヒ居ルヲ免レザルヘキモ條約ノ經期ニシテ其場
期後ノ事態ハ以四(一九三五年)ノ會議ニ於テ協議セラルベク
以四ノ會議ニ於テハ我国ハ各国ト共ニ今回ノ条約ノ何レノ規
定ニモ拘束セラルヽコトナク自由ノ立場ニ於テ最善ノ方策ト
スル所ヲ主張スルコトヲ得ヘク(愛)其期間内ニ於テハ相当ノ方途ヲ
講スルニ於テハ作戦計画上ノ困難ヲ緩和シ西路上不安本ヲ
得ヘシト信ズルモノナリ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

強ヒテ統帥権ノ善後策トシテ政府ノ留意スヘキハ
（其一）列国ト平和親交ノ増進（其二）国民負担ノ軽減（其三）
国防ノ安固（国力ノ限度ニ於テ）此三者ノ適当ナル調和
公ノ一点ナリ條約成立ノ上ハ自分政府ハ此点ニ向テ最善ノ努力ヲ
為スヘク其結果ハ昭和六年度以降ノ財政計画ニ於テ之ヲ
実現セシコトヲ期スルモノナリ

（昭和五年九月十九日記之）

○成功ノ秘訣

成功ノ秘訣ト言ヘバ何ニカ中学生ノ読ミ和ノ目次ニアリソウナ事デアルガ此處ニハ何カ仕事ヲシテ見ヨウト云フ公人ノ参考迄ニ自分ノ感想ヲ録スルコトニスル

自分ハ兵法ヲ知ラナイケレドモ古ノ名将ガ兵ヲ用ヰルニハ非常ニ周到微密ナル用意ヲ以テシ前進集ナキ十分ノ信念ヲ得テカラ始メテ戦闘ノ為ニ出テタモノト思フ、暴虎馮河ノ男ハ決シ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

テ成功ヲ齎ス所以デナイ、之レハ獨リ軍事ノミニ限ラズ、政治
家ガ政治ヲ行フニモ事業家ガ事業ヲ為スニモ亦之ト同様
デアラネバナラヌ、即チ成功ノ秘訣ハ萬事其執ヲ一ニスルニ
アルト思フ、自分ハ多年ノ政治生活ノ上ニ於テ稍々成功シタコト
モアレバ又大ニ失敗シタコトモアル、敢テ言フガ、失敗ノ数ノミ徒ニ
多クシテ成功ノ例ハ極メテ少ナイ、コレ自分ノ不敏鴛鈍ナルニ
因ルコト勿論デアツテ寔ニ恭面ノ至リデアルガ、数十年ノ公的

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

生活ノ中隅ニ一二ノ成功ト思惟スル場合ノ例ニ就テ考ヘテ見
ルニ自分ガ責任ヲ以テ何カ一ツノ仕事ヲヤロウトスルニハ前
以テ其仕事其ノモノガ國家又ハ公共ノ為ニ是非共ノ行ハネ
バナラヌモノデアルト云フコトニ付テ十分ニ信念ヲ固メル、其信
念ガ固マルト、其次ニハ一座四圍ノ状勢ヲ大観スル、ソレハ自分ガ
為サントスル仕事ニ対シテ識者ガ果シテ之ヲ支持スルヤ否ヤ、輿論
ガ果シテ之ニ共鳴スルヤ否ヤ、一口ニ言ヘバ周圍ノ大勢ガ其實行ニ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

便ナリヤ否ヤト云フコトヲ洞察スルヲトデアル（官吏減俸問題ノ如キハ
確カニ此観測ヲ誤ツタモノデアル）其見据ヘガ付ケバ今度ハ内面
的ニ自己ノ全知全能ヲ傾注シ更ニ衆智ヲ集メテ自分ノ計
画ニ係ル仕事其モノヽ内容ヲ精査討究シテ完全無欠（勿論
比較的ノ話デハアルガ）ノモノニ献キ上ゲテ、イザト云フ場合ニ於ケル
一切ノ内面的準備ヲ整ヘル、ソレガ済メバ今度ハソロ〳〵ト外部ノ
要處々々ニ向テ実行上或ハ障碍トナルヤモ知レヌト思ハル、向々ヘハ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

十分ニ手段ヲ尽シテ具体的ニ諒解ヲ得ルコトニ努力スル、此方面ノ事ハ
無論自己ノ統制ノ範囲外ニ渉ルガ故ニ相当ノ時日ヲ要シ中々骨
ガ折レルケレモ、其處ハ辛抱ガ第一デアル、何トシテモ必要ナル要處々々
ヘハ相當ノ備ヘヲシテ置クコトヲ忘レテハナラヌ、（議院内ニ於ケル所謂友
党又ハ中立団体無所属ノ人々ノ如キ即チソレデアル）ソレト今時ニ自
分ノ脚下ト背後トヲ十二分ニ固メテ置クコトガ必要デアル、真逆ノ
場合ニ脚下ガグラツキ出シテ統制ガ取レナクナツタリ、背後ノ方デザワ〳〵ト

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

騒ガレテ後ロ髪ヲ引カル、様デ、ドテモ仕事ノ出来ルモノデナイ、扨ヲ大勢ハ可ナリ、識者ハ支持スル、輿論ハ共鳴スル、仕事自体ノ内面的準備ハ出来タ、縦カラ突イテモ横カラ突カレテモ最早大丈夫ダ、脚下ハ確カダ、背後ハ動カヌ、要處々々ヘ回ノ備ヘモ出来タ、斯ウナレバ今迄ノ静的姿勢ヲ一擲シテ一気ニ動的態度ニ出ルノダ、渾身ノ力ヲ挙ゲ、仕事其モノヲ己ガト双腕ニ抱キシメテ之ガ実行ニ驀進スル、色々ノ妨害ニ出会フデアロウガ飽ク迄モ之ヲ排除スル、此間自己ノ信念ガ兎ノ毛程モ動イテハナラヌ、動キカケタナラバ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

直ナミ之ヲ立テ直ス、挫ケントスル勇気ハ直ニ自己鞭韃ニ依テ之
ヲ取リ返ス、四囲ノ事態ノ変化ニハ断ヘズ眼ヲ配リ、手ヲ入レル必要ノ
生ジタモノハ直ニ之ニ手ヲ入レナガラ一文字ニ前進スル、即チ攻撃軍ノ
主力ヲ中央ノ後部ニ置キナガラ鶴翼ノ陣ヲ張リ包囲攻撃ノ形
ヲ取テ進ムコトダ、急イデハナラヌ、興奮シテハナラヌ、極メテ沈着平
静ニ進軍スル、問題ハ最後ノ五分間ダ、ソコガ最モ大切ナ處
ダ、敵（ウシト踏ン張ルベシ）（仕事ノ邪魔スル者ヲ云フ）ハ我ガ眼ノ前ニ粉砕スルカ、陣、伏

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

スルカ、ソレトモ少シ気ノ利イタ連中ナラバ、早キニ及ンデ一條ノ血
路ヲ開イテ遁逃スルデアロウ、無用追撃ハセヌコトダ、斯ウナレバ假令
多少ノ手傷ヲ負フコトガアツテモ大体ニ於テ我事成レリト云
フモノダ、自分ハ性不敏ニシテ多年ノ仕事概ネ失敗ダラケデアツタ
コトヲ恥ヅルモノデアルガ、其ハ失敗ノ由来ヲ尋ヌルニ、上ニ述ベ来ツタ、内
外諸般ノ準備ノ何レカニ重大ナル欠陥ガアツタ為メデアルコトガ、後
カラ發見サレル、發見サレタ所デ後ノ祭リデアツテ所謂噬臍ノ悔ヲ貽ス

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

ニ過ギナイガ、前車ノ覆ルハ後車ノ戒メデ、一ツ失敗（シクジ）レバ今度ハ失敗テハ
ナラヌト用心スル、用意ガ周到ニナル、作戦計画ガ緻密ニナル、是ニ
於テ内外前端ノ準備ヲ完全ニスル様ニナルカラ、偶ニハ成功スルコト
モアリ得ルノデアル、其成功ノ秘訣ヲ更ニ一変繰返シテ言フテ見ヨ
ウ、第一、信念ノ鞏固ナルコト、第二、大勢ノ観測ヲ誤ラザルコト、第
三、仕事其モノ、内容ニ欠点ナキコト、第四、脚下ト背後トニ些ノ
動揺ナキヲ期スルコト、第五、要所々々ノ障碍（摩擦）ヲ豫メ排除シ置
クコト、斯クシテ包囲攻撃ノ形全ク成ルニ於テハ、第六、突入、第七、

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

健闘、第八、最後ノ五分間ノ踏張リ、是レデアル、併シ物ニハ例
外ガアル、一切萬事全ノ鋳型ニ入レテ仕事ヲスル訳ニハ行カヌ、ソ
レハ時ニモ依リ又物ニモ依ルコトデアッテ、今述ベ立テタ條件ガ尽ク揃ハ
ネバ大キナ仕事ニハ手ヲ出サヌト云フ様ニ窮屈ニ考ヘテ居テハ、一生
涯一ツモ仕事ガ出来ズニ死ンデシモウカモ知レヌノデアルカラ、ソレハ
其時ノ情勢ニ依テ臨機應変ニ決断スルノ外ハナイノデアル、只茲ニ
一言ヲ附ケ加ヘタイコトハ、公人ガ公事ニ臨ムキ終始貫徹一無雜ニシテ一点ノ愁ヲ交ユ
ナイコトデアル、（昭和五年九月廿五日桂首相官邸）

○かたはら痛キモノ、二幅對

近頃ノ世相ヲ見ルニかたはら痛イト思フコトガ数限リモナイ
ガ、取リ分ケテ近頃かたはら痛キモノ、二幅對ハ無責任ナル人物
評ト半可通ノ財政（而カモ無責任ナル）理論トデアル、而シテ此ノ二ツノ事柄ガ又無暗
矢鱈ニ流行スルコトモ（洵ニ）不思議（可）千萬デアル、人物評ハ讀者ノ好奇心ヲ
唆（リ易ク）好箇ノ題目デアルカラ、ソレガ流行スルコトハ怪ムニ足ラナイケレ圧
讀者其好奇心ヲ（ニ投合スルコト）奇貨トシテ相手構ハズ他人ノ人物ヲ批評スルコト

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ハ餘リ面白クナイコト、思フ、公人ノ主義、主張、政策、

著述、言論、一定ノ行為ト付テハ思フ存分ニ批評モスヘシ、

良イト思フ所ハ稱讃モスヘシデアルガ一定ノ主義主張ニアラズ言

論行為ニアラスシテ、其人ノ人物、性格、徳操ヲ評論スルハ、仮令

ソレガ非難スル場合ト稱揚スル場合トヲ問ハス大ニ之ヲ慎ムコト

ガ社會ニ對シ、特ニ其人ニ對スル德義デアリ禮儀デアルト思フ、

歴史的人物ニ對スル批評ハ此ノ限リニアラズダガ、現生存シ社会ニ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

活動ヲシツヽアル人物ニ對シテハ須ク差控ユベキデアルト考ヘル、人
物ノ價値ハ棺ヲ蔽フテ後始メテ定マルモノデアツテ其人ノ生存ノ過
程ニ於テ其人ノ全價値ヲ評スルハ既ニ間違ツテノ居ルト思フノデ
アル、ノミナラズ或ル特定ノ人物ノ人物、性格、德操即チ全價
値ナルモノハ其人ト常ニ親密ナル交際ヲ繼續シテ居ツテ隅カラ隅マデ其
人ヲ長短熟知シテ居ル者カ、然ラズンバ其人ト同等以上ノ人物、性格
德操ノ持主デナケレバ其全豹ヲ窺ヒ知ルコトノ出來ルモノデナイ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

所ガ近頃ノ人物評ナルモノハ評者ガ~~[illegible]~~致評者ト平素~~[illegible]~~(如スレモ)親密
右交際ノアル間柄デナイノミナラズ、甚キニ至テハ一面識スラナ
イ場合ガ稀レナリトシナイ、~~而~~然ルニモ拘ラズ堂々トシテ而カモ(頗ル)詳
細ニ~~[illegible]~~其人ノ人物ヲ評シ性格ヲ論シ徳操ヲ上下スルコトヲ平ニ凡
デヤルノデアル、特ニ自分ノ承知スル範囲内ニ於テモ全ク無根
若ハ事実相違ノ訛傳~~[illegible]~~流説ヲ拠ヘ来リ之ヲ材料トシ根拠
トシテ其人ノ人物全体ヲ批評スルコトヲナキニアラズト思ハルヽノデ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

ルケレバ近頃ノ人物評ハ此ノ許サルベキ適當ノ範囲ト
方法トヲ超越シテ自然公々然トシテ新聞雜誌、著述ノ
上デ行ハレテ居ルノデアル而カモ好奇人ニ富ナルモ人ハ年フテ
之ヲ眺讀スルノデアル、実ニ変ツタ現象ト謂ハナケレバナラヌ、而シ
テ此事タルヤ寧ロ害アルトモ益ノナイコト、思フノデアル
人物評ニモ増シテ有害無益ナル今日ノ流行ハ半可通ノ無責任ナ
ル価値財政論デアル、コレハ戯談ドコロデハナイ 所ノ世人ヲ誤マリ 国家ニ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

甚大ナル害毒ヲ流スモノデ、かたはら痛イナドト手軽ルニ行
着ケテ居ラルベキ事柄デハナイノデアル、特ニ其論ヲナス者ガ、
単ナル学究的好奇的若クハ壺花的ノ範囲ヲ飛出シテ
(僅リニモ)
(自己)
(壺花ノ模ナシ或ハ自己)
(ガ為ニシ又ハ他ノ私利私益ヲ図ル者ニ、道具ニ使ハルル)
之レ依テ私利私益ヲ図ル、其実ナルガ如キコトガアツタナラ
ハ其罪実ニ(許シ難イコトト)萬死ニ當ルト思フ、自分ハ此ノ如キ間違ツタル者
ヲ持テ居ル事ガアルトハ信ジナイノデアルガ(断シテ)近ク無事位ナル
(理論)
(理論)ノ論ヲナス者ノ多キヲ見テ誠ニ残念ニ思フノデアル

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

是等ノ人々ハ彼等自身トシテハ如何ニモ真剣ノ積リデアロウト
ハ思フケレ氏、少々時ト場合トヲ考ヘテ貰ヒタイ、又其議論ガ
果シテ実行ノ事ヲ来ルコトデアルカドウカト云フコトヲ考ヘテ貰ヒ
タイ（彼等ノ議論ガ）社会全体ニ及ボスベキ、又天下ノ人心ニ及ボスベキ影響
如何ト云フコトヲ深ク考ヘテ貰ヒタイ、彼等ハ実行不可能ナルコトノ
明白ナル議論ヲ（除ケニモ執拗ニ）重ク（シテ止マヌ）宣傳ナルハ（ベテ）デアル、（外界ノ）人心ヲ不安ニ導クコトノ
（極メテ）明白ナル事柄ヲ除ケニモ執念深ク繰返シ〳〵宣傳シテ止マヌ（ナイ）ノデ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

アル、彼等ハ其ニ主張シハ極メテ忠実デアル、国ヨリ他意ヲ以テ
アルコイ、ガ、ナシハ大局ニ着眼シテ欲シ主張シ宣傳スルコトニ依テ
慈起セラルベキ結果ノ如何ト云フコトヲ冷静ニ考ヘテ欲シイ
ト思フデアル、一口ニ言ヘバ彼等ガ責任ノ地位ニ立テ責任ヲ以テ
実行シ得ヘキ信念ヲ範囲ニアリヤ否ヤト云フコトヲ再思
三思シテ、然ル上議論ヲシテ貰イタイ、否ナ、ソウシテ貰ハナケレバ
ナラヌノデアル、當今流行ノ金輸出再禁止論乃至平價切下

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

解禁論ノ如キハ正ニ此類デアル、此種ノ議論ヲ主張ニ対シテ自分ハ是レ以上ニ取扱フノ價値ヲ認メヌモノデアル

（昭和五年十月十六日 録）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○人言ニ惑ハ ~~ト欺カレ~~ 又用心

人ヲ見レバ泥棒ト思ヘト云フガ如キ疑深キ態度デハ決シテ世ノ中ニ處スルコトハ出來ナイ、人ニ接シ人ノ意見ヲ聽ク場合ニハ常ニ明鏡止水ノ如ク虚心坦懐、恰モ神様ノ如キ心境ヲ以テスベキデアル、ガ、併シ人言ニ瞞サレヌダケノ要心ハ十分ニ自己ノ腹中ニ持ツテ居ルコトガ必要デアル、人ハ固ヨリ悪人ニアラズ、否ナ世間ニハ善人ガ多イ、決シテ自分ヲ瞞シニ來ル悪人ト思ツテハナラヌ、只文化ノ進ムニ連レ、

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

人事ノ複雑ニ赴クヽ随ツテ、世中ハ日ニ月ニ、いケシクナツテ来ルモノデアル、生存諍争ハ益々劇シイ、人ハ新タニ其利益ヲ獲ンガ為、若ハ既ニ獲タル利益ヲ失ハザランガ為ニ、又新タニ其地位ヲ得ンガ為、若ハ既ニ有スル地位ヲ失ハザランガ為、眼中血走リ顔ノ色ヲ変ヘテ日々夜々ニ狂奔シツヽアルノデアル、ノミナラズ人々其立場ノ異ナルニ従ツテ自然ニ或事物ニ対スル見所ヲ異ニスルニ至ルノデアル、又此付ニハ此付ノ見所ガアリ、反対者ニハ反対者ノ見所ガアル、心理ニ、銀行家ニハ銀行家、事業家ニハ事業家ノ意見ガアル、

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

學者ニハ又學者ノ立場ガアリ教育家、宗教家、軍人、侍講
者、使節者、各々立場ノ異ナルニ随テ一ツノ事象ニ対シテ各々別
異ノ意見ヲ立ツルニ至ルコトハ人情ノ常トシテ免レ難イ所デアル、
ソレデ又宜シイノデアル、然ハシモ動機ノ不純ナルガ為メデハナイ、悪意
アツテノ言フノデハナイ、銘々ノ立場カラ真剣ニ意見ヲ立テルノデアツテ其等
各種ノ異ナリタル意見ヲ総括間合シタルモノガ即チ真理デナルノデ
アル、ガシモ憤ムベガラズ、嫌フベカラズ又驚クベガラズ、只要心シテ聞ケバ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

△ハハア彼ノ人ハ現在斯ウ云フ立場ニ居ルカラ斯ウ云フ意見ガ出ル吐イタリ居ルノダナ、彼人ハ此事件ニ付テ斯ノ云フ説ヲ吐イタリハ斯クノ利害ニ係ガアルカラダナト云フコトヲ心頭ニ浮ベナガラ人々ノ意見ヲ聞イテ居レバ、其説ニ賛サルヽコトガナイノミナラズ却テ興味ノ津々タルモノアルヲ見ユルノデアル。因ヨリ中ニハ真ニ国家ノ為ノ自己ノ立場ト利害関係ヲ離レテ公正ナル適切意見ヲ進言ヲスル人モ尠クナイコトハ申ス迄モナイコトデアル。此事ハ明瞭ニ申シテ置カナケレバナラヌ。

△又自分ノ方カラ進レデ是等立派ナル人士ノ意見ヲ徴シ進言ヲ求ムルヲ場合モアルノデアル。此等ノ場合ハ本文ニ取扱フ事件トハ全ク別デアル。扱テ前ニ申シタヤウ

宜シイノデアル。別異ノ人達ニ座接シ別異ノ意見ヲ聞クニ労テ何ニモ始メカラ墻壁ヲ設ケ鉄條網ヲ張ツテ之ヲ撃退

又ハ防禦スル事ニハ労ラナイ、夫レ程狭ク量見デハ大事ハ成ス事ナイ。一ハ謹ンデ人等ノ意見ヲ進言ヲ聴クベキデアル。尤モ例外トシテ即座ニ常方ノ所信ヲ明ニシナケレバ事ニ害アリト認メタ場合ニハ相手方ノ誰人タルニ拘ラズ忌憚ナキ意見ヲ言明スルコトモ場合ニ依テハ必要デアルケレバ、大概ノ場合ニ於テハ、悉ク自分ノ意見ヲ言

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

フヒハ及ハヌモノデアル、唯胸襟ヲ投イテ人言ヲ聞クニ當テ其見
所ノ當レリヤ否ヤヲ判断シテ少シモ凝滞セザル丈ケノ物指ハ確ト自分ノ頭ノ中
ニ蓄ヘテ居ナケレバナラヌ、特ニ公人ニ於テ然リデアル、公人トシテ地位ガ上進スレバスル程
ニ即チ人間ニ教養ノ必要ナル所以
デアル、
此判断力ヲ要スル場合ガソレ程多クナル、大成ヲ期スル是レ即チ人
間ニ教養ノ必要ナル所以デアル、教養ハ人格ノ養成、品性ノ
陶冶、高尚ナル趣味ノ涵養ノ為何人ニ取テモ勿論必要デアルガ、吾々ガ公人トシテ
責任ヲ以テ仕事ヲ国家公共ノ為スル上カラ言ヘバ、讀書ト云ヒ修養

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

トニヒ凡ソ一切ノ教養ハ誤ラザル判断力ノ基礎ヲ造ルガ為ニ最モ必要デアル。
判断力ノ基礎ヲ為スモノハ固ヨリ智識デアルケレド統一ナキ組織ナキ散
漫ナル智識デハ役ニ立タヌ、豊富ナル智識ヲ強固ナル意思
ノ力デ堅メ上ゲ鍛ヘ上ゲタモノガ即チ有効ナル判断力トナルノデアル。
吾々ノ常ニ用ヰル術ハ、判断力サヘ確カデアル以上ハ、日々夜々各
種ノ立場ニ在ル人々カラ各種ノ問題ニ付各種ノ意見ヲ聞カ
サル、コトガアツテモ決シテ之ニ惑ハサレ、心配ハナイ訳デアル、自分カ

入テ日ノ、地位ニ在テ常ニ重要ナル問題ヲ處理スル二當テ
一番必要ナル資格ト痛感スル事ハ消極的ニ言ヘバ人言ニ
期カレザル、此確固ナル判断ノ力ト、而シテ積極的ニ言ヘバ國
務ノ遂行ニ当テ必要ナル意思ノ力、即チ此二者ヲ引ツクルメテ言ヘバ確固
名信念デアル、而カモ此信念ハ唯ノ我ガムシヤ武者ノ内容空虚ナル信念
デハイカヌ、内容ノ充実シタル、即チ必要ナル組織的智識ヲ以テ充
実シタル信念デナクテハナラヌ、此信念ガアッテヱソ始メテ退イテハ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

人言ニ惑ハズ進ンデハ所信ヲ遂行スルコトガ出来ルノデアル、当
今内外多事ノ折柄、自分ハ殊更此感ヲ深クスルノデアル、世ノ修養ニ心
掛ケテ居ル人々、特ニ将来ノ日本ヲ擔当スヘキ青少年ノ為、参
考ノ一端ニモト思フテ自分平素ノ経験、経験ト云フヨリモ寧ニ必
要ノ上カラ痛切ニ感得シタコトヲ録取シタ次第デアル、若夫レ判断力ノ
省成ニ必要ナル組織的智識ヲ得ルガ為メノ読書ノ方法ニ主義
方法ニ就テハ前ニ述ベタ『不読書ノ説』ヲ参照サレタイ、繰返シテ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

申シテ置キタイ事ハ、人ハ悪人デナイ、銘々ノ立場々々カラ全一ノ
問題ニ對シテ時トシテ正反対ノ意見ガ真面目ニ（極メテ真剣ニ）喝道セラル、
コトハ寧ロ當然ノコトデアッテ毫モ怪ムニ足ラヌコトデアル、只為政
家トシテ各人各異ノ立場ニ執着シ[illegible]コトハ禁物デアル
（義論ニ関シテ所信ヲスル）

（昭和五年十月二十日）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○庭前ノ古榧樹（ヒカヤ）

永田町
首相官邸ノ庭、廣サ数千坪、庭ノ造リ方ハ純西洋風デ中央ハ青々トシタ芝生デ四辺ハ色々ナ樹木ガ生ヒ茂リ、丘アリ池アリ丘ノ上ニハ四阿アリ、池ノ水上ニハ人造ノ瀧ガアル、一体此邸ハ肥前鍋島侯ノ邸デアツタモノヲ首相官邸用ニ買入レタモノデ、庭ノ如キモ大正十二年ノ大震災ノ為ニ荒ラサレタモノヲ其後新タニ築造シタモノデ悉ク旧観ヲ改メタトノコトデアル、庭ノ中央ト思ハル、方角ノ東端ニ近イ處ニ一株ノ古榧樹ガ亭々トシテ天ニ聳ユテ居ル高サ数十丈周囲数十尺

官邸日本間ヨリ見テ

此榧樹ハ鍋島邸時代ノ殆ンド唯一ノ殘ツタ物ト云フコトデアル

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

樹齢恐ラク幾百年ヲカ経テ居ルコトデアロウ、趙州庭前ノ栢樹
子ハ夢ニダモ見タコトガナイ、知ル限リデナイ。又孔明廟
前ノ古栢ハ黛色天ニ参ルコト二千尺ト云フカラ、定メシ素晴シイモノ
デアロウ、今我庭前ノ古榧樹ハ固ヨリ之ニ及ブベクモ訳ノナイ
ガ東京ノ庭樹トシテハ蓋シ逸物ノ一ヲ失ハナイデアロウ、秋声ハ此ノ
樹間ニ起リ明月ハ皎々トシテ此樹間ヨリ出ヅ、暗夜卒然トシ
テ之ヲ望見スレバ巨人ノ天ヲ支ヘ地ヲ踏ン張ツテ默々トシテ立テルガ如ク、夜更イレバ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

ル所デナイガ、鎌倉ノ別邸ニ在リテ邸内ノ裏山ヲ散策シテ
居ツタ時、携フル所ノ「ステツキ」ヲ以テ歩キナガラ路傍ノ雑木
雑草ヲ手當リ次第ニ薙キ倒シナガラ歩イテ居ツタ其時ハ道
端ニアル一本ノ跨踞ノ小サイ松ノ木ヲ見テ思フタ、コンナ、旨ロ
トシタ小サイ樹木ヲ自分ハ今六尺豊ノ丈夫ナ身体ヲ以テ
壁一本トモ思ハズニ
上カラ見下シテ居ルガ、知ラズ今カラ二十年三十年ノ後ノコトヲ考フレバ
自分ハ最早地水風火ノ四大ニ還元シテ此辺ノモノデハナイノニ、此小サイ
跨踞ト拙
松ノ
見上クル如キ大
数百年ノ星霜ヲ凌グデ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

アロウト斯様ナ少供ノ様ナコトヲ考ヘテ可笑シカワタコトガアルガ
今庭前ノ古樫樹ニ對スルトキハ異ニ一層此感ヲ深ソセザルヲ
得ナイノデアル、ガ所詮ハ見ヨウ考ヘヨウデアル、斯様ナコトニ俗批
ニシテ居ワテハ駄目ガ吹陽脩ガ秋声賦ニ如何ゾ金石ノ質ニアラズ
シテ草木ト共栄ヲ争ハシト欲スル」トアルモ亦之ト右一ノ感想ニ出デタ
モノト思ハレル、ガ、所詮ハ見ヨウ、考ヘヨウデアル、ソンナコトヲ思フ
タリ、考ヘタリシテ見タ所デ始マツタ訳ノモノデハナイ、

△一層ノ末木中

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

開ヒテ其金石ニ噬ミ付ヒテ之ヲ咎ミ辺ニ宛ヒイ、大手ヲ擦ゲ
テ此椰ノ樹ニ抱キ付ケテ之ヲ排拗ミシテ中ベキデアル、人生五十
年ト知ラバ其五十年ノ間ニ心ヲ千年萬年ノ遠キニ馳セ、千年萬
年ノ後ニ亘テ朽チザル所ノ世道人心ニ化ズ有形無形ノ業蹟ヲ殘ス、
何処ニ心殘リガアロウカ、
斯クナラソ金石ノ質ニアラズシテ其光リハ日月ヲ併セ、草木
ノ身ニアラズシテ其野ハ松柏ヲ凌グト云フモノデアル、先ヅ〳〵理
屈ハ其通リトシテ、庭前ノ古椰樹コソ、実ニ頼モシイ樹デハアル、

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

自分ノ力デアリ自分ノ友デアル、何時マデモ生キヨ、何時マデモ榮
エヨ、[illegible]吾レモ亦汝ト共ニ生キ、汝ト共ニ榮エム、親ムベシ我庭前
[illegible]樹、

（昭和五年十月三十日録）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○軍需放送演説

日、米、佛、伊ノ四ケ国ガ英国政府カラ偽裏海軍会議ニ参招ノ
請ヲ受ケタノハ昨昭和四年十月七日ノコトデアツタ、四ケ国ハ依然
此招請ニ應シタノデ偽裏海軍会議ハ昭和五年一月二十一日
英国ノ上院ノ「ロヤルギヤレリー」ニ於テ英国皇帝陛
下親臨ノ下ニ開会セラレタ、即チ「今回ノ会議ノ主題タル
補助艦制限ノ問題ニ就テハ我多ノ迂紆餘曲折

ガアツテ會議ハ幾度カ行詰リノ状態ニ陥リ人ヲシテ或ハ其不成立
ニ終ルナキヤヲ憂ヘシメタノデアツタガ関係各国全権ノ極度ノ忍耐
ト熱心ノ法果然ニ互譲妥協ニ依リ協定ガ成立シタノデ四月
二十二日條約ノ調印ヲ了シ、我財部全権ハ西比利鉄道経
由五月十九日帰朝、若槻全権ハ印度洋経由六月十八日
帰朝、今月二十日両全権ハ相携ヘテ参内
天皇陛下ニ拝謁仰付ケラレ復命申上ゲタノデアツタ、條約ガ拠

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82

全英聯盟各邦モ亦愛蘭自由國ヽ于ヲモノヲ除ノ外逐次
批准ガ完了シタノデ十月廿七日正午（日本時廿七日午後九時）英國外務省（ロカルノ）於テ批准寄
託式ヲ擧行シタ、其處デ豫テノ計畫ヽ本ツキ二十七日、日
本帝國首相、米國大統領、英國首相ノ三人ガ凡ソ仝ジ時
刻ヽ「ラヂオ」放送ヲナスコトヽナリ自分ハ愛宕山上ノ東京放
送局デ當午後十時五十分カラ約十分間、次デ米國大統領ハ
約二分ノ後（即二十分ノ時二分）カラ四分間、英國首相ハ二分ヲ隔

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

テ、約十分間、家後ニ松平駐英大使ガ日本ノ首相ノ通訳
ヲ約十分間為スコトヽナリ其通リ実行シタノデアル、英米ノ放
送ハ、雑音ガ大分激シク且両氏共可ナリ早口デアルタノデ十分ニ
聴取リ兼ネタガ、ソレデモ遠距離間放送ノ最初ノ試トト
シテハ大体ニ於テ大成功ト申スベキデアル、松平大使ノ通訳放送ハ
雑音モカナリ有リハシタガ流石ニ稍々聴取リ易カッタ、自分ノ
放送ハ英米ヨリ通信ニヨレバ可成ヨク聴取出来タトイフコトデアルガ
其程度ハ多判然セヌ、松平大使カラ外務省ヘノ速電ニ依レバ二三度

日英米の軍縮放送

歴史的な意味を有つ三國の批准書寄託式の行はれた十月廿七日を期し濱口首相、フーヴア米大統領、マクドナルド英首相の三氏は軍備縮小の精神を宣揚すべき目的をもつてマイクロフオンを通じ全世界に呼びかけて次の如き記念放送を行つた、そのプログラムは【日本時間】

一、濱口首相　二十七日午後十一時五十分より八分間【愛宕山放送局】
二、フーヴア米大統領　二十八日午前零時二分より四分間【華府ホワイトハウス】
三、マクドナルド首相　二十八日午前零時八分より十分間【ロンドン首相官邸】
四、松平駐英大使（首相の演説の英譯放送）二十八日午前零時十九分より十分間【ロンドン首相官邸】

右放送開始時刻はロンドンでは二十七日午後二時五十分、ワシントンでは同日午前九時五十分に當り、この日全世界の人々は耳親しく人類の平和をうたふ巨星の肉聲を聞いて深い感銘と暗示を受けた、尚更に注目すべきことは悲觀すべき空氣のうちに來る十一月六日からジユネーヴにおいて開かれる國際聯盟の最終軍縮準備委員會に對し偉大なる効果的な反響を與へるであらうといふ點である

人類文明の一新紀元

濱口首相の放送演説

日本

今回の如き歴史的大事業が完成されましたことに對し關係各國の政府並に國民と共にちう心より祝意を表する次第であります、固より日本國民としては自國の安全と國際の平和とをこひねがふの外に何等他意あるものではありませぬ

こゝにロンドン海軍條約の御批准書寄託に方つていさゝか所感を申し述べたいと思ふのであります

大正十年から同十一年にわたつて開催せられたるワシントン會議の結果は戰爭のために疲弊してゐる所の世界の各國に對して十分の休養を與ふるに足らなかつたのみならず會議の當時は豫想せられなかつた所の大巡洋艦の建造競爭が其後間もなく開始せらるるに至つた

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

(二)　昭和五年十月二十八日　市内版　(火曜日)　東京朝日新聞　日刊新聞　(第二種郵便物認可)　第一萬五千九百八十八號　G.

國際平和を力強く
全世界に向け宣揚
日英米の軍縮放送

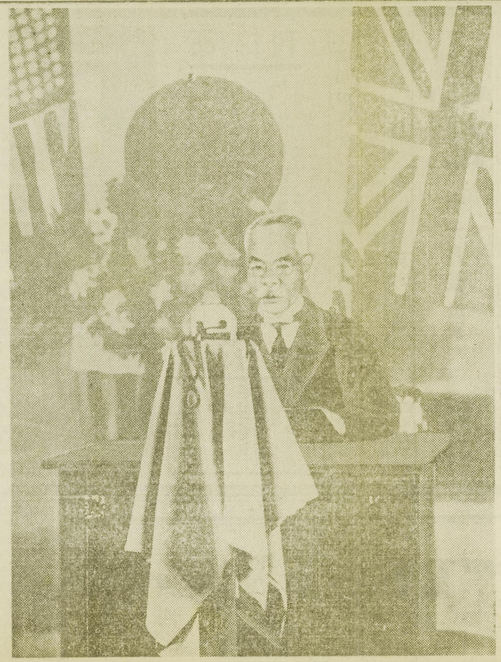

世界に呼びかける濱口首相

歴史的な意義ある日、三國の指導者級式の行はれた十月廿日を期し濱口首相、ブーヴァ米大統領、マクドナルド英首相の三氏は重傷縮小の精神を普及せしむべき目的をもつてマイクロフオンを通じ全世界に呼びかけて次の如き放送演説を行つた、そのプログラムは(日本時間)

一、濱口首相　二十七日午後十一時五十分より八分間(愛宕山放送局)
二、フーヴア米大統領　二十八日午前零時二分より四分間(華府ホワイトハウス)
三、マクドナルド首相　二十八日午前零時八分より十分間(ロンドン首相官邸)
四、松平駐英大使　(首相の演説の英語放送)二十八日午前零時十分より十分間(ロンドン首相官邸)

右放送演説時刻はロンドンでは二十七日午後二時五分、ワシントンでは同日午前九時五分に當り、この日全世界の人々は耳傾く人類の声をきゝ、人類の声をもつて深い感銘と確信を得たる、前記に續いてはお感謝すべき事はお感謝すべきように來る一月六日からジュネーヴにおいて開かれる國際聯盟の最終軍縮準備委員會に對し偉大なる効果を與へるであらうといふ點である

人類文明の一新紀元
日本　濱口首相の放送演説

今回のロンドン會議において全く一掃せられたのであります。顧みれば昭和二年の海軍軍縮會議は成功裡に終わることはできなかつたのでありまして、この會議において、米、英、佛、伊の四國の間にはワシントン條約において定められた海軍軍備の縮小を更に進めんとし、かつ人道的見地に基いて潜水艦の活動を制限すべき協定を**今回の如き歴史的大事業が完成されましたことに對し關係各國の政府並に國民と共にうち心より祝意を表する次第であります。**固より日本國民としては國際の安全と國際の平和をこうわがふの外に何等他意あるものではありませぬ

今日の國際關係においては善隣の精神といふことに出來るのであります。互々隣邦の繁榮と成功に導きたることの精神の下に行はれなければならぬと思ひます。私は所信に對することの期待に添ふ事を衷心ながらお祈りいたしまして、ここに一言を附加して置きたいと思ひます。

今日の國際關係においては善隣の精神といふことに出來るのであります。互々隣邦の繁榮と成功に導きたることの精神の下に行はれなければならぬと思ひます。私は所信に對することの期待に添ふ事を衷心ながらお祈りいたしまして、ここに一言を附加して置きたいと思ひます。

人類の文明に一新紀元を畫したるものであります

私は日本帝國の首相としてこの歴史的な會議に對し深甚の敬意を表するものであります。**しかして**この會議が世界各國の人心に及ぼす所の精神的効果は**はかり知らるゝものがある**と考へるのであります。本會議は一國民間互の利害と感情とを超越して**私は**

こゝにロンドン海軍條約の調印書署名に方つていさゝか所感を申し述べたいと思ひます

大正七年から同十一年にわたつて開催されたワシントン會議の結果は戰爭のために擾乱してゐた所の世界の各國に對して十分の休養を與ふるに足らなかつたのみならず會議の當時は豫想せられなかつた所の大海軍國の建艦競爭が其後間もなく開始せらるゝに至つたのであります。而して各國はこの競爭において如何なる犠牲を拂はねばならぬかといふことに關しては極めて重要なる注意と考慮とを拂はざるを得なくなりました。

世人の注意を引きましたことに伴ふ所の危險と困難とは時と共に益々明瞭にせらるゝに至つたのであります。この點に關しては各國の努力が緊急となりまして今回の會議において、英、米、三國の間に一切の補助艦の建造競爭を避ける協定をしたのであります。尚ロンドン會議の重要なる收穫としては補助艦に關する三國間の協定に止まりませぬ、他の國際關係上の問題解決に對しても一層の好影響を與へるものであります。

ワシントン條約によつて一時制限せられた建艦競爭はこれに伴ふ所の過重なる國民負擔の繰り返しの外なき狀態に陷らんとしつゝあつたのであります。**然るに幸にしてこの危險は**

日本

中断サレタル其ノ大部分聴取シ得タリ又、此ノ記事ハ放送後ノ録取ニテ置ケリトミル(昭和五年十月二十八日東京朝日新聞(記事抜萃ニ依ル)(昭和五年十月三十日)

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

（第三種郵便物認可）　昭和五年十月二十八日　（火曜日）　THE TOKYO ASAHI SHIMBUN　（Tuesday, October 28, 1930.）　第一萬五千九百八十號　（一）

東京朝日新聞

本社定期刊行物
アサヒグラフ
週刊朝日
アサヒスポーツ
映畫と演藝
アサヒカメラ
東京朝日錄刷版
コドモアサヒ

編輯兼印刷人　藤本尙則
發行人　藤本尙則
發行所　東京朝日新聞社
東京市麹町區有樂町二丁目三番地
電話　丸ノ内（23）代表一三一一番
案内廣告專用　一四一五番
振替口座東京　七三〇番
定價　一ケ月金九十錢
郵稅　金十五錢（海外郵稅共）
金一圓九十五錢
金一圓五十錢
廣告料　一行金二錢
十一月號　定價六拾錢　郵稅金二錢

社會政策科學知識

勞働者團結權保障の立法
俸給被傭者の保護法案
北海道の拓殖と移民問題
北士地立入禁止問題
朝鮮人職夫
世界勞働運動情報（英國、西班牙、佛國、支那、天津、濟南、失業者、組合統計、罷工國際關係）

宮本和吉　上野直昭
高橋穰　小熊虎之助　編輯

岩波哲學辭典

特價十五圓

特價〆切
10月31日

四六倍判・背革角革裝幀
總頁一二七頁・（定價十八圓）

內容見本進呈

定價三圓
送料書留廿七錢
菊判・四三二頁

九州帝大教授
京都帝大教授
高田保馬著

經濟學新講　第三卷

貨幣の理論

私は本書に於て、何等かの新說を提げて世に問はむとするではない。貨幣論に於て普通に取扱はるる問題を通に取扱ふ仕方を以て考察したのに過ぎない。たゞ、私は此考察に當り、常に經濟論への顧慮を忘れず、又經濟學的なる知識を多少とも利用しやうとした。此點に於て、貨幣の理論を單に貨幣の理論として取扱ふところの著書に比して、何等かの特徴を有し得るかと思ふ。貨幣の本質、貨幣の數量說、購買力平價說は比較的に多く力を注ぎたる題目である。（著者）

定價二圓
送料書留廿七錢

新刊

經濟學新講　第一卷（總說）生產の理論
第二卷（價格の理論）

定價二圓七十錢
送料書留廿七錢

島崎藤村著
（感想集）

市井にありて

最もよく年とゝもに推移し、その思想と省察に深きを加へつつあるもの、現文壇にあつてこの著者の他にはない。人生を超くまゝに任かせつゝも、自分自身に對してはストイシズムの使徒の如く戒律を以て望むこの著者は、自らが自らと誨ふその心的苦惱を以て礎き上げた堅牢に磐石の如く據處なからん、人生の諸相を見守り、變遷動搖甚だしき社會相を見守る、今や靜觀眼は愈々廣く、熱く、親い。まことに著者の持つこの力とこの美、この思想とこの省察、湧出る泉の清さ、晴れ渡る空の明さ、青白き月光のその深さ、市井にありてこの眼この心に渾然たる一言一句、必ずや讀者の心に迫るであらう。

定價一圓
送料書留十八錢

四六判二九二頁
木村莊八氏裝幀
著者肖像
コロタイプ刷一枚
假綴裝

定價二圓
岩波文庫版

千曲川のスケツチ　島崎藤村著　定價二十錢　岩波文庫版
櫻の實の熟する時　島崎藤村著　定價四十錢　岩波文庫版
藤村詩抄　島崎藤村自選　定價四十錢　岩波文庫版

出版目錄
文庫目錄
進呈ご御申込

東京神田一ツ橋通
振替東京二六二四〇
電話（二三）二六六・二三六
九段（二三）二六六・二三六

▼思想　十一月號出來

定價五十錢
送料一錢五厘

岩波書店

The NEW ESSEX Challenger

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○崇嚴ノ秋

昭和五年十月ノ末カラ十一月ノ初ツニカケテ崇嚴高嚴肅ナル諸々ノ式典ガ相次デ挙行セラレタ、[illegible]日取リ順序カラ云ヘバ先ヅ第一ニ海軍大演習後ノ観艦式ガ十月二十六日神戸沖デ挙行セラレタ、

（又自分ニ取テ一生ノ記念トナルヘキ事柄ガ発生シタ）

（十月中旬カラ行ハレタ）

我國ニ於テハ第二十五回目ノ観艦式デアル、参列シタ艦船、航空機ヲ数学ニ於テ示セバ艦船百六十四隻、六十九万八千百二十五噸、帝國海軍艦船總噸数約百六万噸ニ對シテ約六割五分ニ當ル、其他参列シタ飛行機七十二機デアル

（裏面ヘツヾク）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

実ニ威容堂々タルモノデアル、御召艦霧嶋ガ檣頭高ク天皇旗ヲ掲ゲ
静カル艦列ノ間ヲ巡閲スル時ハ整列シタル艦艦ガ一斉ニ所ケ出ス皇禮
礮ノ殷々タル響ト各艦上ノ登舷禮式ト萬歳ノ音響而シテ
御[illegible]此観艦式ハ実ニ倫敦海軍條約ノ批准書ガ英米両國
英國外務省「ロカルノ」ノ間ニ於テ挙リセラルヽ前日ニ行ハレタ
モノデアツテ、帝國海軍ニ取テ正ニ歴史的ノ記念ヲナスモノデアル、回顧スレバ

[illegible]思ヒ出スコトハ明治元年三月二十六日大坂天保山沖デ行ハレタ
第一回ノ観艦式ニハ肥前、肥後、久留米、長州、藝州、薩州各藩ノ
艦舶ガ参列シタガ總数僅ニ六隻、二千四百五十二噸ニ過ギス、現在ノ新
式一等駆逐艦一隻分ヨリ少シ大キ位ノモノデアツタノデ、コレガ二十五回ノ度数
ヲ重ネテ今日ノ大観艦式ヲ[illegible]艦艦デアツタト思フト洵ニ感慨無量
ナルモノガアルノデアル、自分ガ始メテ観艦式ヲ拝観シタノハ明治二十八年
十月二十三日横濱沖デ行ハレタ日露戦役後ノ凱旋観艦式ヲ其
会社ノ拝観汽船ノ甲板上カラ非公式ニ拝観シタノデ其時ノハ参列

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

艦船ガ凡テデ百六十六隻、三十二万四千餘噸デアツタ、以式ニ而[illegible]観艦式ヲ
御[illegible]艦ニ陪観[illegible]シタノハ実ニ今回ガ初メテデアル、而カモ今回御
召艦[illegible]霧嶋デ陪観ヲ仰付ケラレ、[illegible]拝謁ヲ賜ハリ剰ヘ御前賜醸ノ
光栄ニ浴シタコトハ何トモ誰有イ極ニデアル、第二ニ観艦式ノ済ン
ダ翌日、匆々トシテ帰京シタ二十七日ノ夜半十一時五十分軍縮記念
ノ放送ヲ行ツタ、コレハ前章ニ書イタ通リデアルカラ一切ヲ略スルガ、
自分ハ「ラヂオ」放送ニ付テハ此前一回ノ経験ガアルカラ大分気分楽デアツ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

タガ、ソレデモ倫敦海軍條約批准寄 式挙行 誌ト云フ歴史的大事業ニ
付テ自分ノ所感ヲ全世界ニ向テ叫ビ懸クルノデアルカラ、前回
ノ場合トハ聊カ 責任ノ軽重ガアル 訳デアル 「ラヂオ」放送ハ変ナ気
持ガスルモノデ 「アナウンサー」ノ外ニハ 人ツ子一人居ナイ狭イ部屋ノ中デ誰レニ向ツテト云フ
デモナク 涙々焉トシテ 原稿ヲ見ナガラ 一人演説ヲスルノデアルカラ、始メノ内ハ張合ヒノ
ナイコト夥シイ、ダカラ演説ノ調子ガ頗ル変手古デ気合ガ
乗ラズ棒読ミノ早口トナリ 易ク 乗レナガラ可笑シクナルガ三分五分ト

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

行ヤツテ居ル内ニ自分ノ山演説ハ仲継放送ニ依テ前田場合
全国何百万人ノ人々ガ内眼ニコソ見エネ熱心ニ聴イテ居ルト云フ其
光景ガ眼ノ前ニ現ハレ来リ自然ニ気合
ガカヽリ、力ガ入ル様ニナツテ来ルノデアツタ、況シテ今回ノ場
合ハ全キ界幾億万人々ガ聴キ浅スマシト熱心ニ聴キ入ツテ居ルナ
（薬師西洋人ニ日本語ハ分ラヌダロウケレ）
ト云フ気分ガアルカラ、開口一番ノ一クサリハ薩張リ調子ガ取レ
ガ第二句第三句カタリカラ大分緊張シテ演説ヲスルコトガ出来タノデ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

アル、「ラヂオ」放送ハ二十七日ノ夜ノコトデアツタガ越エテ三十日ハ教育勅
語渙發滿四十年記念式ガ文部省ト東京府市ノ共同主催
ノ下ニ大學ノ大講堂デ催サレタヲ、自分モ妻進ンデ之ニ臨席シ
テ一場ノ祝詞演説ヲ試ミタノデアツタ、此催ハ豫メ田中文相カラ
兼知シテ居ツタノデ自分ハ自ラ進ンデ臨席スルコトヲ申入レテアツタ
聊ガ當代ニ感スル所ガアツタカラ
祝辞ノ如キモ形式的ノ朗讀的祝詞ダデナク、相當内容ヲ有スル
長文ノ祝詞ヲ讀ムコトニシ其原稿作成方ヲ某方面ニ依頼シテ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

アツタ所ガ出来上ツタモノヲ見テ大分自分一流ノ加筆ヲ為シタヽソレ
ハ原文ガ教育勅語ノ精神ト帝国憲法ノ精神トヲ関聯セシメ
政治ト道徳トノ相互関係ヲ明カニスルヽアツタコトハ
大ヽ我意ヲ得タルモノデアツタガ、自分ハ更ニ一段ノ飛躍ヲナシテ
政治ヲ以テ国民新高道徳ノ標準ナリトスル一流信念ヲ満
潤スルノ意ヲ一層鮮明ナラシメタノデアル、教育勅語演説十年、
二十年、三十年ノ記念式ガ一ツモ参行セラレナカツニ拘ラヲ今回特ニ四十年

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ノ記念式典ヲ未行ノコトヲ企図シタル當局ノ着眼ハ自分ノ敬服
スル所デアル、人心ハ大分弛ンデ居ル、機会アル毎ニ大キナ鉄鎚ヲ以テ
之ヲ引キ緊シメナケレバナラヌ、現代ノ思想ハ大分甘ツ垂レカケテ居ル、
機会アル毎ニ大ナル刺激ヲ與ヘテ感激ヲ新タニシ反省ヲ促カサ
ナケレバナラヌ、今等ヲ詳論スル暇ハナイガ自分ハ此意味ニ於テ今回ノ
式典ヲ大ニ可ナリトシ前ニ述ヘタ如ク自ラ進ンデ臨席シタノデアル、
扨テ十一月一日ニハ明治神宮鎮座十年記念祭典ガ執行

セラレタ

天皇陛下ノ御親拜アリ儀式神聖ニシテ厳ノ極メタ、自分モ身分上
此御儀式ニ参列シ神前ニ玉串ヲ捧呈スルノ光栄ヲ捧ヲ得タ、
神威崇厳自ラ頭ノ下ガルヲ覚エタ、明治天皇ノ御聖業、御盛徳、
明治神宮創立ノ由来、神宮ノ造営ニ当テ国民全体ガ奔露シタ
赤誠、全国青年国ノ心カラナル奉仕、献木（千万本ヲ超ユル）一日平均七千人ニ達スル
参拝者ノ口事ドモ今更改メテ此處ニ申シ述ブル迄モナイコトデアル、

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

唯、今日此際、我国家的理想ノ顕現デアル所ノ明治神宮鎮座
十年ノ記念式典ノ執行ハ極メテ重大ナル意義ヲ有スルモノデアルト申
サナケレバナラヌ、明治天皇ノ御神徳ノ廣大無辺ナル、此上更ニ一言ヲ
加フルノ必要ハナイト信スル、茲ニ謹ミテ明治天皇ノ御製ヲ掲ゲテ
国民的自彊ト（交者ト）期待スルモノデアル（誓ヒタイト思フノ）

くにたみの力のかぎり盡すこそ
我が日の本のかたのなりけれ

明治神宮鎮座十年祝祭ノ翌二日、日比谷公會堂ニ於テ今旨

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

奉戴十周年記念式典ガ秩父宮殿下並同妃殿下台臨ノ下ニ大正九年十一月二十二日厳粛ニ挙行セラレタ、コレハ
今上陛下ガ東宮ニ在シ給ヒシ時、全国青年（男女）ノ修養ノ為メニ（令旨ヲ）下賜ハリ
タル令旨ヨリ満十年ニ当ルノデ之ヲ記念センガ為二十日許リ日ヲ繰上
ゲテ前日（明治）神宮鎮座十年祭ノ当日挙行セラレタノデアツタ。男女
参加者ハ全国男女青年団体代表者、青年訓練所生徒、実業補習学
校生徒、各団体ノ幹部及役職員、並ニ功労者等四千人デ
アッテ両殿下ノ台臨、令旨奉読、令旨奉答及歌合唱、青年
教育功労者及優良男女青年団体ノ表彰、来賓ノ祝詞、被

表彰者ノ(天真爛漫ナル)俗辞等ハ四千ノ代表者並ニ之ニ依テ代表セラレタル全国
幾百万ノ男女青年ニ(化真ナル)(化真ナル)感激ヲ與ヘ其俯賞ニ稗益シタ
ルコト(島カギルヲ)信ハズルノデアル

其翌三日ハ即チ明治節デアッテ
天皇陛下ニハ早朝宮中三殿ヲ御親祭ノ後正午宮中豐明殿ニ於テ
各国代表者及一千政人ノ臣僚ニ御賜宴アリ、其日午後三時半カラ
宮城前ノ廣場ニ於テ全国青年諸団体ノ御親閲式ガ行ハセラレ
タノデアル、内地ノ道府縣ハ[illegible]国ヨリ遠ク朝鮮、台湾、樺太、関東州

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

等ヨリ馳セ参ニタル男女青年代表者總数実ニ三万四千人、之ヲ
三集団大人大隊ニ編成シ隊伍ヲ整列セル間ヲ
天皇陛下ニハ御愛馬ニ「初徐」ニ召サセラレ順次ニ御巡閲アラセラレ
御巡閲終ツテ二宮橋前正面ニ設ケラレタル玉座ノ上ニ御直立
ヲ遊バサレ各集団ノ前進ヲ御臨閲アカリ荘厳無比ニシテ且ツ
感激ニ満ケタル御式デアルツタノデアル
実ニ此一日ヨリ三日ニ至ル三日間ニ於ケル各式典コソ我国家的体粘

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

觀念精神ト國民的信念ニ向ツテ嚴粛ナル緊張（ハ鞭）ヲ加ヘ、將來ノ日本ヲ双肩ニ擔ツテ起ツベキ男女青年ノ心臟ニ着々シキ鼓動ト感激ヲ與ヘテ其反有終者ヲ鼓舞激励シタモノデ、（アツテ）

彼ノ不健全ナル思想ヤ文藝ヤ、耽溺ヤ享樂ヤ、乃至ハ陰欝ナル悲觀的懷疑的邪念ハ今ヤ倏忽トシテ（世ノ中カラ）影ヲ收メ、（自ラ）天高ク気朗カナル感ガスルノデアル、（実ニ崇嚴ノ秋デアル咱ハ）近頃コンナ（嚴粛ニシテ而カモ快ナ爽）數日ヲ過ゴシタコトハナイ、

（昭和五年十一月四日）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○豫算問答

豫算編成ノ最中、余一夕五勺ノ酩酊ニ陶然トシテ肱掛ケニ凭ヒタレテ眠ル、夢ヲ一客アリ、悠然トシテ余ニ告ケテ曰ク、

客曰、不景氣ノ結果、歳入ノ減少スルコト一年間ニ一億二千万円、剰餘金ハ皆無、此上ハ歳出節約ノ外、途アルコトナシ、於是宇大蔵大臣ハ各省ノ既定経費ニ向テ節約ヲ強要スルコト一億五千万円、陸軍聴カズ、海軍背ハバ、各有亦従ハズ、豫算編成ノ難キコト実ニ未曾有ノコトタリ、子、昨夏但閲以来、金解禁問題ニ、議會解散ニ次ガ總選挙ニ、将又海軍ニ縮問題ニ凡百ノ難問題ニ踵ヲ接シテ起リ

卒然トシテ手ガ

家ニ来リ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

一雖未タ去ラス（シテ）一雖又来ル、寝ネテ席ニ安ンゼス、食フテ味ヲ甘シ
トセス、顔色憔悴形容枯槁ス、今又豫莫涵成誰ト遭フ、
心ヲ労シ思ヲ息ス、餘命幾クモアラザラントス、何ゾ速ニ印綬ヲ解イ
テ江湖（諸ノ上）ニ漁樵シ心廣ク體胖ニ以テ天（天ノ）命ヲ樂シ老後ヲ養ハ
ントハセザル、子ガ後任ニ至ツテハ（天下）自ラ其人アラント、
余（答ヘテ）曰ク好意多謝、余昨年七月組閣ノ大命ヲ拝スルヤ當時
心私カニ決スル所アリ身神共ニ君國ニ捧ゲ苟クモ上御一人ノ御信任

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ノアラセ 結ハム限リ、又徳選挙ノ法界罔民信任ノ失ハレザ
ラシ限リ、敢テ駑鈍ニ鞭ナテ自ラ信スル所ヲ行ハレノミ、安ンゾ子孫
ト共ニ餘生ヲ楽ムコトヲ願ハンヤ、
（日ノ）
（コトヲ願ハンヤ）
（コトヲ願ハンヤ）
算難ナリト云フト雖モ、余ヲ以テ之ヲ見レバ、秀吉家康ガ時鳥ノ類ノ
ミ、啼ガレバ啼カシテ見ヤウ、時鳥、啼カザレバ啼ク迄待タウ時
鳥宜イカ解ツタカ、努力ハ一切ヲ解決ス、努力ノ及バザル
所ハ特ガ之ヲ解決ス、啼カシテ見セヨウハ努力ナリ、啼クマデ待タウハ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

時ナリ、余ハ信ズ豫算問題ハ必ズ解決スベシ、任費節約ハ必ス解決スベシ、
海軍諸元費ト減税問題ハ必ス周満ニ解決スベシ、乞フ之ヲ安ン
ゼヨ、若夫レ子ノ言ノ如ク余カ後任シ筆ハ天下或ハ其人アラント雖モ今ハ断シ
テ余ノ去ルベキ時機ニアラス、金解禁ノ後ヲ善クスルハ余ノ
責任ナリ、軍縮ノ後ヲ善クスルハ余ノ責任ナリ豫算ノ編成ヲ全フ
スルハ余ノ責任ナリ、政局ヲ安定セシメ近イテ財界ヲ安定セシメ今日ノ
不景気ヲ打開シテ財界好轉ノ基礎ヲ築クハ実ニ余ノ責任ニ属ス、一言
以テ之ヲ蔽ヘバ上下ノ信任ト負託トニ副ヒ得ルヲ自覚ス

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ベリ生レタリト余ハ自ラ任シ居レリ、今ヤ余ノ内閣ハ此ノ問題ヲ解決スルニ〔へり〕
進ンデ努力ノ半途ニアリ、〔今ヤ極メテ困難ナリト雖モ〕完全ニ〔三分〕解決〔ノ曙光ヲ認メ〕セザル間ハ〔上下ニ対スル〕余ノ責任〔手ヲ〕解除
セラレザルナリ、責任ノ解除セラレザルヲ自覚シナガラ難局ニ避易シテ
〔悠然トシテ〕其冠ヲ挂クルハ余ノ信念ノ断シテ許サザル所ナリ、若シ如上ノ責任解
除サレタリト自覚セバ余ハ何時ニテモ其職ヲ辞シテ去ルベシ、〔其時ニ在テ〕国歩
変 艱難ノ士天下其人ナキヲ憂ヘザルベシ、今ハ即チ未ダシ
容〔太〕……、善哉ヲ〔連〕呼シテ去ル〔余モ亦客ノ声ニ驚イテ〕目ヲ覚セバ家人〔皆〕寝室ニアラズ、窓外淅〔秋ノ夜闌〕〔余已ニ更ニ信ヲ六〕
〔余ガ寝言ヲ聴キ了ルヤ〕

池方面自動車ノ音轆々トシテ遠ク聞ユルアルノミ

（昭和五年十月七日録）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○十一月十四日

自分ハ「豫算夢物語」ニ述ベタ様ナ信念ヲ以テ豫算
編成ノ難関ヲ突破セント決心シタ、之ト仝時ニ井上蔵
相モ仝一ノ決心ヲ以テ昼夜兼行不撓不屈ノ大努力ヲ
傾倒シタ、他ノ関僚亦財政経済ノ現状ニ顧ミ殆ンド
各省ノ行政長官ヲタル立場ヲ棄テ国務大臣タル地位
ニ立脚シテ蔵相ト心ヲ協セテ豫算概算ノ作成ニ尽力

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

シタ、其結果交渉ハ順調ニ進捗シ、時恰モ十一月十一日
新宿御苑ニ於ケル観菊會ヲ終ヘエテ午後五時頃カラ
首相官邸ニ集合シテ豫算閣議ヲ開イタ、此日ハ概算
ノ決定ヲナスベキ最後ノ日デアッタ、ソレハ　聖上陛下ガ翌
岡山縣下ニ於テ行ハセラルベキ
陸軍大演習御統監ノ為翌十二日午前御発
輦遊バサルヽニ付一二ノ閣僚ハ之ニ扈從シテ西下ノコトニナッテ
居ッタカラデアル、閣議ハ午後六時ニ開会シテ十一時ニ終

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ツタ、会議ハ非常ニ順調ニ進終了シテ（サシモ難関ト目セラレタル）昭和六年度ノ豫算概算ハ茲ニ決定シタノデアル、二三ノ事項ニ付テハ主管大臣ト大蔵大臣トノ協議ニ一任シタモノモアツタ、十一時ニ閣議ガ済ムト（一会ハ）直チニ階下ノ食堂ニ集合シ愉快ナル晩食ヲ共ニシ、散会シタノハ十一時三十分デアツタ、自分ハ之レデ一先ヅ室荷ヲ卸シタ感ジガスルト左時ニ蔵相及其他ノ関係一会ニ對シテ心中私カニ感謝シタノデアル、

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

斯クテ概算ノ決定ニ一安心シタ自分ハ豫テノ計畫デアツタ陸
軍大演習陪観ノ為十四日午前九時發ノ超特急ニテ西下
スベク東京駅ニ赴イタノデアル、長イ〳〵「プラツトフオーム」ヲ
駅長ニ案内サレテ自分ノ乗ルベキ客車ニ近ツキ客車ノ
入口ニ向ツテナノシク體ノ方向ヲ轉シタ時一八時五十七分一
測ラズモ何某ト云フ
測ラズモ一青年ノ為ニ拳銃デ狙撃セラレタ、ソレハ列車
側ニ居タ一團ノ群集中ノ一人ノ袖ノ下カラ「ズドン」ト云フ
黒様モノガ動イテ

十二、十三ノ両日ヲ雑用ニ費シ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

音ガシタト思フタ一刹那自分ノ下腹部ニ異状ノ激動ヲ感
シタ、其激動ハ普通ノ疼痛ト云フベキモノデハナク、恰モ
「ステツキ」位ノ物体ヲ大キナ力デ下腹部ニ押込マレタ様ナ
感ジガシタ、ソレト全時ニ「殺ツタナ」ト云フ頭ノ閃キト「殺ヤ
ラレルニハ少シ早イナ」ト云フコトガ頭ニ浮ンダ、以上ノ色々ノ
感ジハ殆ンド同時ニ起ツタノデ時間的ノ遅速ハ判ラナイ
位デアツタ、兇漢ノ距離ハ稍ク一間半位ニ過ギナカツタ
ノデ弾丸ハ見事ニ下腹部ニ命中シタ、自分ハ思ハズ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

蹌踉トシテ倒レントシタカラ、周囲ノ人々ハ自分ヲ抱キ上ゲ
手取リ足取リ駅長室ニ連レテ行ツタ、其途中ニ於テ
ヤラレタ時ニハ重傷
ニ相違ナイガ必ズシモ死スルトハ極マツテ居マイ或ハ生キルコト
モヤ位ニ思フテ居タ、駅長室ノ長椅子ノ上ニ仰臥セシメ
ラレタ自分ニハ（始）変ヲ聞イテ驚イテ駆ケ付ケタ関係ヤ友人
ヤ医者ヤ、家族ヤ親族ノ顔ガアリ〳〵ト眼ニ入ツタ
慰問シテ呉レル人々ハ言葉少ナニ返事モシ家族ノ事モノ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ニモ一二必要ナ命令ヲシタリシテ居タガ、内臓出血ノ為メデ
アロウ、次第ニ容態ガ唯ナラヌ様ニ苦悶ガ激シ居ナリ、發声サヘ、呼吸
サヘ困難ニナツテ来タノデ、茲ニ自分ハ愈々死ヲ決シタ、
ソレデモ男子ノ本懐ト言フヲ時ニハ未ダ多少ノ元氣ガアリ言
語サヘ明瞭デアツタガ、愈々萬事休ニ[illegible]ト[illegible]観念覚悟
シテシマツテ、豫テ愛誦シテ居ツタ碧巌録第五十一則ノ
雪竇禅師ノ偈頌ノ結句「夜深同看千巌雪」ヲ口吟シ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

夕時ハ低声デ傍人ニハ明瞭ニ聴取レナカツタト云フコトデアル、斯ツテ
次男巌根ノ輸血デ幾クラカ脈搏ノ工合ガ良クナツタト云フ
コトデ寝台自動車デ帝大附属病院塩田外科ニ運バレ
此処ニ塩田博士ノ執刀デ腹壁切開ノ大手術ヲ受ケタノデ
アル東京駅カラ本郷ノ病院迄ノ運搬モ病院ニ於ケル手術モ
果シテ堪ヱ得ルヤ否ヤト云フコトガ疑ハレタト云フコトデアルガ
二ツナガラ克々堪フルコトガ出来タコトハ仕合セデアツタ、手
術ノ半バ及手術直後ニ於テ二回迄モ中嶋君ノ輸血ヲ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

受ケタコトニ就テハ今君ニ感謝セナケレバナラヌ、手術後モ
果断敏活ナル塩田博士ノ處置ト周到綿密ナル真
鍋教授ノ看病ト其他子係助手諸君、看護婦一全
及家族親族ヲ挙ゲテノ
献身的努力ト君ノ結果幾度カ難関ヲ突破シテ頗ル
順調ナル経過ヲ辿リ死スベカリシ命ヲ取リ止メテ次第ニ
恢復ノ一路ニ向ヒ入院後六十九日目ノ昭和六年一月廿一日
家族親族友人今改覚千係ノ全志ノ方々ニ護ラレテ退院スルニ至ツタノデ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

アル、自分ハ今回ノ遭難ニ際シ屢々拜受シタル廣大無辺ノ
天恩ニ對シ奉リ恐懼感激ノ外ハナイノデアル、之ト比較ス
ベキ性質ノモノデハナイガ、前ニ列挙シタ塩田真鍋両国手
以下ノ献身的努力ニ對シ蘇生息トシテ満腔ノ謝意ヲ表スルノ外、多
数ノ知友故旧ヲ始メ全国ニ渉レル未知未相識ノ人々ニ依
テ寄セラレタル千厚キ仝情ヤ、神佛ニ対スル平癒ノ祈願等
キハ純真ナニ對シ心カラナル感謝ノ意ヲ表シタイノデアル、

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

特ニ自分ノ心臓モ最モ強ク鼓動セシメタノハ頑是ナキ
男女ノ少年少女
第二ノ[illegible]ガ或ハ隊ヲ但シテ病院ノ庭ニ整列シテ自分
ヲ慰問シ（テ呉ハレタリ）或ハ遠隔ノ地カラ（手）（真心コボルル）躍ヲ文章ヲ寛束ナキ
手紙ヤ絵画ヲ寄セテ自分ノ平癒ヲ祈（病苦ヲ慰メ）ツテ呉ハレタ其
純真ナル合情心ノ数露デアツタ、之ニ對シテ病（床）餘ノ自
分ハ真ニ涙ヲ以テ感謝ノ意ヲ表スルノ外ハナカツタノデアル、
顧ミレバ明治三年四月一日生誕以来六十一年必ズシモ短カシ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

トミナイ其間公私ノ生活ニ於テ種々雑多ノ事柄ニ関係
シ種々雑多ノ経歴ヲ持ツテ居ル、随ツテ
ラザル現代ノ空気ガ不知不識ノ間ニ自分ノ心身ニ浸潤シテ居ルデ
アロウト云フコトヲ凡人タル自分ハ自覚シナイ訳ニハ行カヌ自分ハ心中ニ祈念スル、昭和五
年十一月十四日東京歌頭ニ於ケル一歩ノ銃声ト共ニ六十一
歳ノ浜口雄幸ハ死ンダノデアル、之ト同時ニ第二ノ浜口雄幸
ナル新タナル生命ガ生レタノデアル、此新生命ハ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

健康ノ續ヲ限リ以其得
ナ方ハ君國モデアル、其之ヲ君國ノ為ニ捧ゲタイノデアル、
固ヨリ朝ニ在ルト雖ニアルトヲ論ニ向ハナイノデアル、
是レ即チ廣大無辺ナル天恩ニ報シ奉ル所以デアリ
多数国民ノ真心コメタル同情ニ酬ユル所以デアル、ツテ其外ニ自分ハ何
等餘念ハナイノデアル、
（昭和六年一月二十九日追録）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○心境ノ変化

茲ニ心境ノ変化ト云フハ自分ノ心境ガ遭難ノ前後ニ依テ変化シタト云フコトデハナク遭難ノ当日ニ於ケル心境ノ変化ヲ云フノデアル（「京都」）「プラットフォーム」デ「ヒヨリズドン」トヤラレタ時、「殺ツタナ」「殺ラレルニハ少シ早イナ」ト云フ（感じ）ト云ヘ頭ノ閃キガ電光ノ如ク閃イタ、之レハ形容詞デハナイ、卒直ニ（ソー感ジタト）白状スルノデアル「殺ラレルニハ少シ早イナ」ノデアル云フコトヲ白状スルノデアル

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

之レハ決シテ未練デハナイ、「豫算夢問答」ニ述ベタヤウナ
自分ノ責任ガ、マダ解除サレテ居ナイカラ、「マダ早イ」ト云フ
感ジガ~~卒直~~起ツタノデアル、自分ハ一昨年七月二日組閣
ノ大命ヲ拜シタ時ニ相当ノ決心ヲシタノデアル、大命ヲ拜シ
テカラ自宅ニ帰リ新~~[illegible]~~内閣ノ最難局ヲ引受ケテ貰ハナケ
レバナラヌ所ノ其関係候補者ニモ此決心ヲ打明ケテ入閣
ヲ懇請シタノデアル、其時其氏ハ自分ニ向ツテ「アナタガ其

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

決心デヤラルーナラバ御引受ケシマシヨウト言ツテ即座ニ入閣
ヲ承諾シテ呉レタ、ソ京来家族ノモノニモ、ソレトナリ其決心
ヲ告ゲ真逆ノ場合ニ狼狽セヌヨウ覚悟ヲナサシメ、自分
モ実際其決心デヤツテ居ツタノデアル、何レ一度ハ死ヌル命ダ、
国家ノ為ニ斃ルレバ寧ロ本懐トスル所ダ、併シ自分ノ負フ
タル責任丈ケハ立派ニ解除シテカラデナケレバ上下ニ對シテ
申訳ガナイ、一言断ハツテ置クガ責任ヲ解除スルトハ辞職ノコ
トデハナイ、妄ニ辞職スルガ如キハ責任ヲ解除スルニアラズシテ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

責任ヲ回避スルモノデ、ソレ故個人ノ場合ニ於ケル自殺ト全様
公人トシテ洵ニ卑怯ナ態度ト云ハネバナラヌ、自分ハ自分
ガ自ラ負擔シタル責任ヲ成シ遂ゲルコトニ依テ始メテ責
任ヲ解除サレルノデアル、今日ハ未ダ責任ヲ成シ遂ゲテナイノミ
ナラズ凡テガ中道ニアルノデアル、鷲鈍ニ鞭ツテ凡テヲ成就セナ
ケバナラヌ、故ニ「今殺ラル、ニハ少シ早イナ」ト云フコトハ偽ラ
ザル告白デアツテ、彼ノ刹那ニ自分ノ脳裏ニ電光ノ如ク閃
イタノハ固ヨリ當然デアル、聊カ理詰メノヨウデハアルガ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

之レガ「ピシヤン」ト來タトキ居ケル実際ノ機用デアツタノデ
アル、凡夫ノ自分デアルカラ「生ニ對スル執着」ガ暗々裡ニ働イ
テ居ツタカモ知レヌガ、少クモソンナ自覚ハ秋毫モナカツタコトヲ
断言シ得ルノデアル、以上述ベタコトハ自分本位ノ希望デアリ
理想デアツタケレモ、刺客ノ側カラ見レバ一日モ早ク自分
ノ命ヲ取リタイト念願シタヽ相違ナイ、餘程前カラ自分ノ
隙ヲ狙ツテ居ツタト云フ話デアル、自分自身ノ主観デハ悪

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

濟マヌト思念シ、刺客ノ側デハ長ク活カシテ置イテハイ
カヌ、早クヤツツケネバナラヌト決心シ、此両者ノ考ヘ方ガ正面衝
突シテ訳頭一發ノ弾丸トナツタノデアル、ソコデ下腹部ニ弾
丸ヲ受ケタ、刹那ノ直感ガシテ時ハ自分ハマダ生ヲ欲シ名ノデアル、中ハ事実デアル、
併シナガラ死ヌナラバソレモ致シ方ガナイト云フコトニ帰着スル、
現場カラ訳長室ヘ運バレル途中デハ何等ノ感想ヲ
訳ス餘裕モナカツタ、多少ハ意識ガボンヤリシテ居ツタデアロウ

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

患者ヲ引受ケタ以上ハ生命ヲ救ズシテ最善ヲ尽スコト
ガ医者ノ義務デアラネバナラヌ、ソコデ局部麻醉ガ施
サレ愈々塩田博士ノ敏活ナル刀ヌ」ガ縦横
ニ揮ハレタ、手術中ニ於ケル自分ノ意識ハ断続的ニ或ハ
明瞭デアリ或ハ不明瞭デアツタ（ヨウデ）、始メカラ終リ迄ヲ一々
明確ニ意識シテ居（ナカツタ）風分ハ意識シテ居ツタト思フ
テ居ツタケレモ、後ニ至ツテ医者其他ノモノヽ話ヲ聞クト、
記憶ニナイコトモ随分アツタデアル、扨テ手術ハ主治医ノ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

卓抜ナル手腕ニ依テ事ナク終ツタガ其後一両日ノ間ト云フモノハ
マダ死生ノ間ヲ彷徨シテ居ツタヨウデアル、縫合シタ腸ガ
其麻痺カラ回復シテ徐々ニ活動ヲ始メル
迄ハ決シテ安心出来ヌモノラシイ、若シ相当期間内ニ其徴
候ガ現ハレナカツタナラバ手術ハ其効果ヲ奏セナカツタ訳デアル、ソコデ
十五、十六日ノ両日ハ主治医ハ手ニ汗ヲ握リ息ヲ凝ラシテ腸
ノ蠕動開始ノ始マルコトヲ唯一必頼ミトシテ待チ兼
今ヤ遅シト

（一弾丸ハ体内ニ残ツタ）
（無害場處）

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5

ネテ居ツタ如ウデアル、十五日モ空シク過ギ十六日モ空シク過ギ
タ、其間ハ自分ノ自覚症状カラモ生死五分五分ノ境界
デアツタガ、タビ最後ノ観念ヲシタ自分ニハ精神的ノ苦悶ハ
ナカツタ、十六日ニハ妻ヲ呼ンデ豫テノ遺言ノ補遺ヲヤツ
タ、又可笑シイコトダガ辞世ノ一句ヲモノシテ妻ニ渡シタ、十六日
ノ夜半ニ至テ腸ノ活動開始ノ徴候ガ現ハレタ、歓声ハ病室
ノ内外ニ湧イタ、之レヲ端緒トシテ我国カノ難関モ無事ニ突
破シ十一月ノ二十九日ニハ亦早生命ハ大丈夫ト云フコトニナツタ、

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

心ヲ清風萬里ノ境地ニ置イテ、「之レハ今後ノ修養ヲ要スルガ」生命ノ續ク限リ之ヲ君國ニ捧グルコトガ自分ノ念願デアリ新生命ノ意義デアルト思フノデアル、「命ヲ惜ム」カラ「死ノ覚悟」ヘ、「死ノ覚悟」カラ「生ノ活用」ヘ、コレガ自分ノ心境ノ変化ト云ハバ変化デアル、

（昭和六年二月一日録）

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

○暗殺観

自分ガ暗殺未遂ニ遭フタカラ、暗殺観ヲ書イテ見ル氣ニナツタ、素ヨリ深ク研究シタ訳デハナイ、唯思イ付イタ侭ノ漫録ニ過ギナイ、暗殺ト云フコトハ古今ヲ通シ東西ヲ論ゼズ随分行ハレタモノデアル、今デモ現ニ行ハレツヽアルノデアル、自分モ最近殺ヤラレカケタノデアル、暗殺ハ国法上重大ナ犯罪デアルコトハ言フ迄モナイガ、野蛮国若ハ未開国ニアツテハ或ハ整然タル国法

測ズモ

之レニ関聯シテ

フト

断片的

ニ限ラス凡ソ殺人ハ

国立国会図書館

随感随録　浜口雄幸関係文書5

ガナク、假令アツテモ嚴重ニ行ハレ居ナイ場合ガ多イカラ、法
治國文明國ノ場合ニ比シテ法律上幾分カ恕スベキ点
ガアルト思フデアルガ、法治國文明國ニ於テハ絶対ニ容ス
ベカラザル重大ナル犯罪デアル、扨テ道徳上カラ言ヘバドウ
デアルカ、道徳上カラ言ヘバ時ノ古今ヲ問ハズ法律ノ如何ヲ
論ゼズ問ハズ、実ニ卑怯未練不道徳極マル行為デアル、自分ノ方
豫メハ十分ノ準備ヲ整ヘ相手方ノ無準備ニ乘ジテ立ツ間撃ニスル

国立国会図書館
随感随録　浜口雄幸関係文書5